

子どもたちのインターネット利用に関する 家庭内での対策について

いじめ防止対策等推進事業(京都府教育委員会)

子どもたちのインターネット利用に伴う問題はさまざまです。インターネット上のサービスで知り合った人と実際に会ってトラブルに巻き込まれたり、コミュニケーションツールでのやりとりがネットいじめに発展したり……インターネットの長時間利用による生活リズムの乱れも深刻な問題となっています。こうした問題から子どもたちを守るためには、各ご家庭での対策が重要になります。

フィルタリングサービスの導入

「青少年インターネット環境整備法」により、18歳未満の子どもたちが利用するインターネット機器には、原則としてフィルタリングサービスを導入することが必須となっています。フィルタリングサービスには、主に以下のような機能があります。

- ・アダルトサイトや出会い系サイト、違法サイトなど、子どもたちにとって有害な情報を含むサイトへのアクセスを禁止する
- ・インターネットの制限レベルを「小学生」「中学生」「高校生」など選択できる
- ・曜日や時間帯ごとに利用時間を制限し、インターネット機器の使いすぎを防ぐ
- ・サイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴など、子どもたちのインターネットの利用状況を確認する

従来のフィルタリングはインターネットの回線に利用制限をかけるものです。その他にも、機器本体に利用制限をかけることができるインターネット機器や、保護者のスマートフォンから子どものスマートフォン利用を制限できるアプリなどもあります。こうしたものをフィルタリングサービスと併用することで、子どもたちがより安全にインターネットを使うことができます。



インターネット利用に関する家庭内でのルール作りを

フィルタリングサービスを導入したうえで、各ご家庭で子どもたちのインターネット利用に関するルールを作ることが大切です。

「夜10時以降はインターネットを使わない」「食事中にインターネット機器を利用しない」「インターネットで知り合った人とは絶対に会わない」「自分や友だちの個人情報は、インターネットに書き込まない」などのルールを家族で話し合って作りましょう。

そして、ルールを作るだけでなく、3か月や半年に1回など時期を決めて家族で話し合い、その時の子どもに適したルールに変更していくことが重要です。



フィルタリングサービスの導入と、インターネット利用に関する家庭内でのルール作り・定期的なルールの見直しで、子どもたちが安心・安全にインターネットを利用するための手助けをしてあげることが大切です。